

○栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金交付要綱

平成26年3月27日

告示第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の施設園芸農業の一層の振興を推進するため、市内に住所を有する農業者、生産組織及び農業者団体（農業法人を除く。）（以下「補助対象者」という。）が市内に整備する園芸用ハウスに要する経費に対し、予算の範囲内において、栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、栗原市補助金等交付規則（平成17年栗原市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算書
- (2) 実施設計書又は見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に充当率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更等)

第5条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定を受けた後に第3条に規定する申請書の内容に変更が生じることとなったときは、栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を速やかに提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により通

知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1月を経過する日又は補助金の交付があった年度の翌年度の4月末日のいずれか早い日までに、栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (2) 園芸用ハウスの整備に要した経費に係る支払いを証する書類
- (3) 施工前及び施工後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助事業者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に、栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第9条 補助事業者は、補助金を受けて整備した園芸用ハウス及び附帯設備(以下「被補助施設」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、又は貸し付け若しくは担保に供してはならない。

(利用状況の報告)

第10条 補助事業者は、被補助施設の利用状況について、事業実施年度から5か年度を経過するまでは、栗原市園芸用ハウス整備支援事業評価表(様式第8号)を翌年度の4月末日までに市長に報告しなければならない。

(台帳の作成)

第11条 補助事業者は、被補助施設について、栗原市園芸用ハウス整備支援事業財産管理台帳(様式第9号)を作成し、翌年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他補助金の交付の決定を取り消す必要があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表 (第2条関係)

補助対象事業	市内に整備する園芸用ハウスの新設及び既存の園芸用ハウスの整備
補助対象経費	<p>1 次に掲げる要件にすべてに該当し、かつ、市内に整備する園芸用ハウスの新設及び既存の園芸用ハウスの整備に要する経費とする。</p> <p>(1) 園芸用ハウスは、本人所有農地又は土地の利用権が設定されている農用地に設置又は設置されていること。ただし、土地の利用権が設定されていない農用地であっても、土地所有者の同意を得て事業実施年度から5年間以上の営農が見込まれる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 栗原市園芸振興計画に定める園芸振興作物を栽培すること。</p> <p>(3) 販売を目的として園芸振興作物を栽培する園芸用ハウスであること。</p> <p>(4) ハウスの面積は、99平方メートル以上1,000平方メートル未満であること。</p> <p>(5) 園芸作物生産のための利用期間が年間概ね6箇月以上あること。</p> <p>2 対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 園芸ハウスを新設する場合は、園芸ハウス本体工事及び当該本体工事と一体的に整備を行う附帯設備に係る経費のうち、市長が認める経費とする。</p> <p>(2) 既存の園芸用ハウスの整備する場合は、長期に活用するためのハウス本体及び附帯設備の整備(修繕、増築及び移設等に係る経費を含む。)に係る経費のうち、市長が認める経費とする。</p>
補助金の額	対象経費の3分の1以内の額(その額が50万円を超える場合にあっては、50万円)とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

様式第1号（第3条関係）

栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金交付申請書

年 月 日

栗原市長 殿

住所
申請者
氏名 印
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 補助事業経費所要額 円
- 3 補助事業交付申請額 円
- 4 補助事業の着手及び完了年月日
着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 5 添付する書類
 - (1) 事業計画及び収支予算書
 - (2) 実施設計書又は見積書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金交付決定通知書

栗原市指令（ ）第 号
年 月 日

様

栗原市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記
のとおり決定したので、栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金交付要綱第4
条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件

様式第3号（第5条関係）

栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金変更承認申請書

第 号
年 月 日

栗原市長 殿

住所
申請者
氏名 印
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付決定年月日 年 月 日
- 2 交付指令番号
- 3 補助事業の変更等の内容及び理由
- 4 変更後の補助事業経費所要額 円
- 5 変更後の補助事業交付申請額 円
- 6 変更の年月日 年 月 日

様式第4号（第5条関係）

栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金交付変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長

年 月 日付け栗原市指令（ ）第 号で交付決定した補助金については、下記のとおり変更決定したので、栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 決定の区分 変更を承認します ・ 変更を承認しません
- 2 補助事業の変更の内容
- 3 変更後の交付決定額 円
- 4 その他

様式第5号（第6条関係）

栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金実績報告書

年 月 日

栗原市長 殿

住所
補助事業者
氏名 印
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付で交付決定の通知のあった補助金について、下記のとおり実施したので、栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の実績

(1) 補助事業の成果

(2) 補助事業の経費の決算額 円

(3) 補助事業の着手及び完了年月日 着手 年 月 日
完了 年 月 日

2 添付書類

- (1) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (2) 園芸用ハウスの整備に要した経費に係る支払いを証する書類
- (3) 施工前及び施工後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第7条関係）

栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長

年 月 日付けで実績報告のあった標記事業について、栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第7号（第8条関係）

栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金交付請求書

年 月 日

栗原市長 殿

補助事業者 住所
氏名 印
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付で交付決定の通知のあった補助金について、栗原市園芸用ハウス整備支援事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名 フリガナ (左詰)										
支店名 フリガナ (左詰)										
預金種別	1 普通			2 当座			3 貯蓄			
口座番号										
口座名義 フリガナ (左詰)										

様式第8号（第10条関係）

栗原市園芸用ハウス整備支援事業評価表

報告年度	事業実施年度	年目／5年間報告
------	--------	----------

1 氏名等

補助事業者名	
住所	電話番号
施設所在地	
振興品目	

2 事業概要

総事業費	円	市補助金	円
消費税額	円	補助事業者負担	円
対象事業費	円		
事業内容 (規格・数量・面積等)			

3 生産、出荷実績等

年次	目 標			生産・出荷実績			
	作付面積 (a)	出荷量 (t)	販売額 (円)	作付面積 (a)	出荷量 (t)	販売額 (円)	出荷先
1年目 (年度)							
2年目 (年度)							
3年目 (年度)							
4年目 (年度)							
5年目 (年度)							

4 目標に対する現状の評価（要因）及び改善方針

現状の評価（要因）	改善方針
-----------	------

様式第1号 (第3条関係)
様式第2号 (第4条関係)
様式第3号 (第5条関係)
様式第4号 (第5条関係)
様式第5号 (第6条関係)
様式第6号 (第7条関係)
様式第7号 (第8条関係)
様式第8号 (第10条関係)
様式第9号 (第11条関係)